

## ■ 医療分の均等割 7 割軽減が 7.2 割軽減になります

- 医療分保険料均等割軽減のうち、7 割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。  
※子ども分は変わりません。

## ■ 保険料の計算方法（令和 8・9 年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

- 1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

<医療分>

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| <b>均等割</b><br>【1人当たり保険料】<br><b>59,963 円</b> | + | <b>所得割</b><br>【本人の所得に応じた額】<br>(令和7年中の所得-最大43万円)<br><b>×11.61%</b> | = | <b>1年間の保険料</b><br>【限度額85万円】<br>(100円未満切捨) |
|---|---|---|---|---|

<子ども分>

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| <b>均等割</b><br>【1人当たり保険料】<br><b>1,364 円</b> | + | <b>所得割</b><br>【本人の所得に応じた額】<br>(令和7年中の所得-最大43万円)<br><b>×0.28%</b> | = | <b>1年間の保険料</b><br>【限度額2万1千円】<br>(100円未満切捨) |
|--|---|--|---|--|

**<医療分> + <子ども分> = 1年間の保険料**

## ■ 保険料の軽減について

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

### ①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減されます。(59,963円→29,981円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

### お問い合わせ先

#### ●北海道後期高齢者医療広域連合

(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階) 電話:011-290-5601

#### ●住民生活課 生活環境係 電話:5-1112 告知端末機:5-8812